

土岐市病院事業改革プラン策定委員会設置要綱

平成28年3月15日決裁

(設置)

第1条 土岐市病院事業に係る新公立病院改革プラン（平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知、以下「新改革プラン」という。）の策定等に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、土岐市病院改革プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項につき調査し、及び審議するものとする。

- (1) 新改革プランの策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 副市長
- (3) 土岐市立総合病院長
- (4) 土岐市議会の代表
- (5) 土岐市住民の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長の承認の上、委員以外のものが会議に出席することができる。

(部会)

第7条 委員会の所掌事項を支援するために、土岐市病院事業改革プラン策定部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の長は総務部長が務め、その補佐は総務部総合政策課長が務めるものとする。

3 上記以外の部会員は総務部長が指名するものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、第2条に定める任務が終了したとき、その効力を失う。